

竹野南地区コミュニティわいわい み・な・み規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、竹野南地区コミュニティわいわい み・な・み（以下「本会」という。）と称し、事務所を竹野南地区公民館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、竹野南地区（以下「地区」という。）内の住民及び各種団体等が協力し、地区における共通の課題解決や地域振興を図るため自主的、主体的に地域活動を行い、「活力ある新しい地域コミュニティ」を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、地域振興を図るための事業。
- (2) 地区の課題解決及び地域振興に向けての協議、学習等に関するここと。
- (3) 会員相互の連携に関するここと。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 組 織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区に活動拠点を置く団体及び地区で事業を行う個人又は法人で、加入の申し込みがあり、本会が認めた者
- (3) その他会長が必要と認める者

(会議)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第6条 総会は、代議員により構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選

出する。

3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
- (2) 役員の選任・解任に関すること。
- (3) 規約に関すること。
- (4) その他本会の重要な運営に関すること。

4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。

6 総会は公開とする。

(役員会)

第7条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(チームみなみ)

第8条 本会に、第3条の事業を推進するための組織としてチームみなみを置く。

2 チームみなみは、事業ごとに、知識・経験・技術のある人や関係する団体・事業所などにより組織するものとする。

3 チームみなみには、役員の中から1人以上が参画するものとする。

4 チームみなみの中からコミュニティリーダーを選出し、コミュニティリーダーを中心にして必要な事項の企画・立案及び執行にあたる。

(運営会議)

第9条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

2 運営会議は、課題、事業の執行等について連絡調整を行う。

第3章 代議員

(代議員)

第10条 代議員は、区長及び各種団体、事業所から推薦のあった者とする。

2 区長が本会の役員となった場合は、その区は代議員として代理の者を立てるものとする。

(代議員の任務)

第11条 代議員は、総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は1年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 代議員は、再任されることができる。

第4章 役 員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長（地域マネージャー） 1名
- (5) 監事 2名

2 竹野南地区区長協議会役員は、本会の役員となる。

3 必要に応じ、役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第14条 役員は、総会において選出する。

(役員の任務)

第15条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。
- (3) 理事は、区や団体・事業所との連携・調整にあたる。
- (4) 事務局長は、本会の事務及び会計を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は3年とする。(事務局長を除く。) ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、区長協議会役員の任にある者として選任された役員はその任期による。

3 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 財務

(経費)

第17条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年12月7日から施行する。

2 本会が設立された日に就任した役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

3 本会が設立された日の属する年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。